

令和2年度 小樽市生活困窮者自立支援事業 実 績 報 告 書

令和4年3月

小樽市福祉総合相談室「たるさぽ」

目 次

1 「たるさぽ」事業概要	
1-1 概要	1
1-2 「たるさぽ」の体制	1
2 相談支援実績	
2-1 相談件数等	2
2-2 支援方法	3
2-3 相談者の年代	4
2-4 相談経路	5
2-5 相談内容(複数回答)	6
2-6 相談終結者数	7
2-7 相談支援事例	8
3 就労支援実績	
3-1 就労支援実績	10
3-2 就労支援事例	11
4 就労準備支援実績	
4-1 就労準備支援実績	12
4-2 就労準備支援事例	13
5 住居確保給付金支給実績	
5-1 住居確保給付金支給実績	14
6 家計改善支援実績	
6-1 家計改善支援実績	14
7 子どもの学習・生活支援実績	
7-1 子どもの学習・生活支援実績	15
8 その他の取組実績	
8-1 貸付及び現物支給の実績	16
8-2 食料等支給の実績	17
8-3 事業説明及び連携依頼先	18
8-4 講師派遣等	18
8-5 イベント参加	18
8-6 イベント開催	18
8-7 無料職業紹介	18
8-8 視察受入等	18
8-9 研修・会議等出席状況	19

1 「たるさぽ」事業概要

1-1 概要

小樽市では、生活困窮者自立支援法施行に合わせ、平成27年4月1日から小樽市生活サポートセンター「たるさぽ」を開設しています。

「たるさぽ」では、生活困窮者の困窮状態からの早期脱却を支援するため、本人の状況に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施しています。

具体的には、生活困窮者自立支援法に規定される生活困窮者自立相談支援事業（必須事業）、住居確保給付金（必須事業）及び生活困窮者就労準備支援事業（任意事業）のほか、令和元年度から家計改善支援事業（任意事業）と子どもの学習・生活支援事業（任意事業）を実施しています。

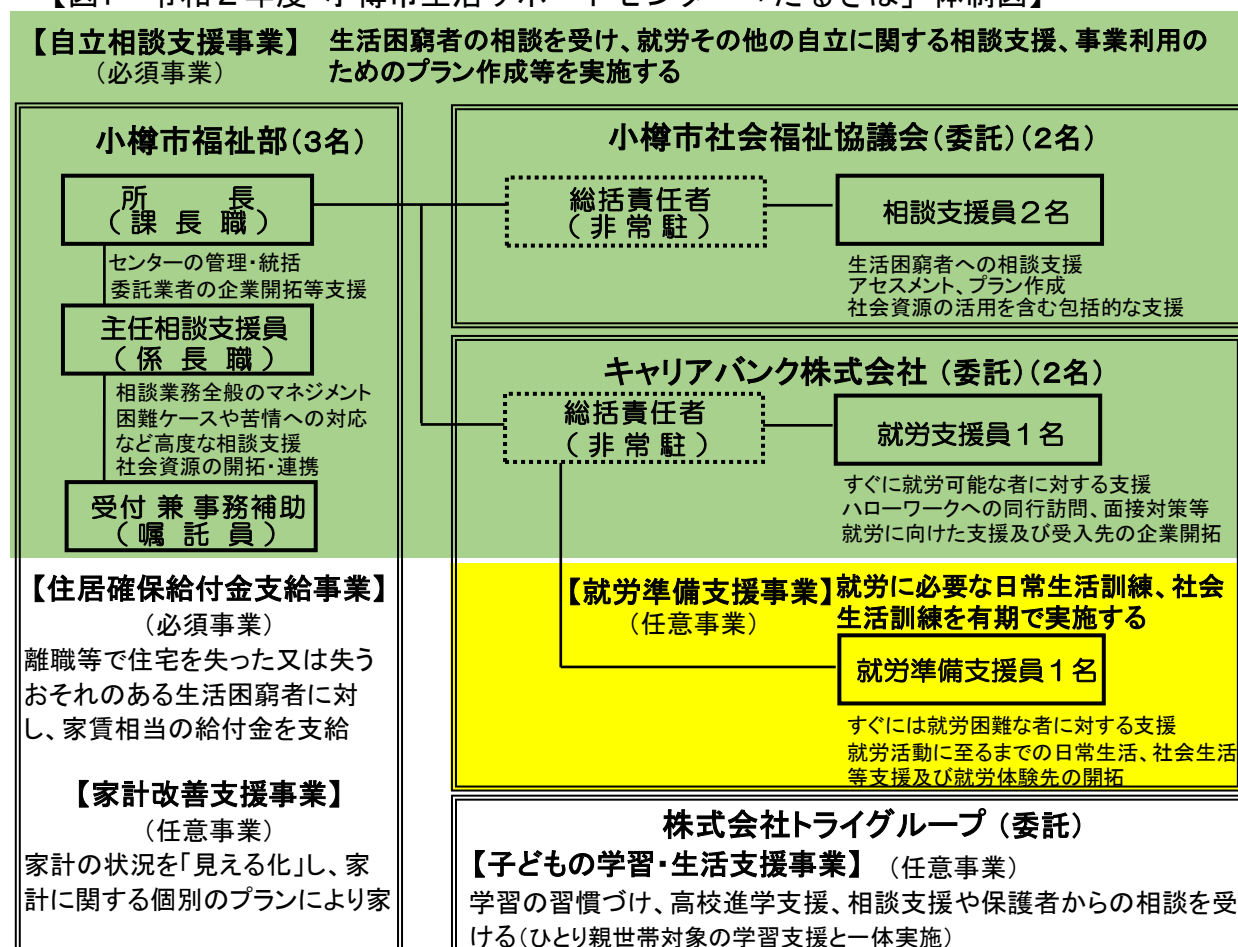
1-2 「たるさぽ」の体制

自立相談支援機関として、所長、主任相談支援員、嘱託員（事務補助）の3名は小樽市職員、相談支援員2名は社会福祉法人小樽市社会福祉協議会の職員、就労支援員はキャリアバンク株式会社の職員を配置しています（市直営と委託の混合型）。なお、主任相談支援員は家計改善支援員も兼ねています。

また、就労準備支援事業を実施するため、キャリアバンク株式会社の職員を就労準備支援員として配置しています。

子どもの学習・生活支援事業は、中学生の児童をもつひとり親世帯を対象とする学習支援と一体的に実施しており、株式会社トライグループに委託しています。

【図1 令和2年度 小樽市生活サポートセンター「たるさぽ」体制図】

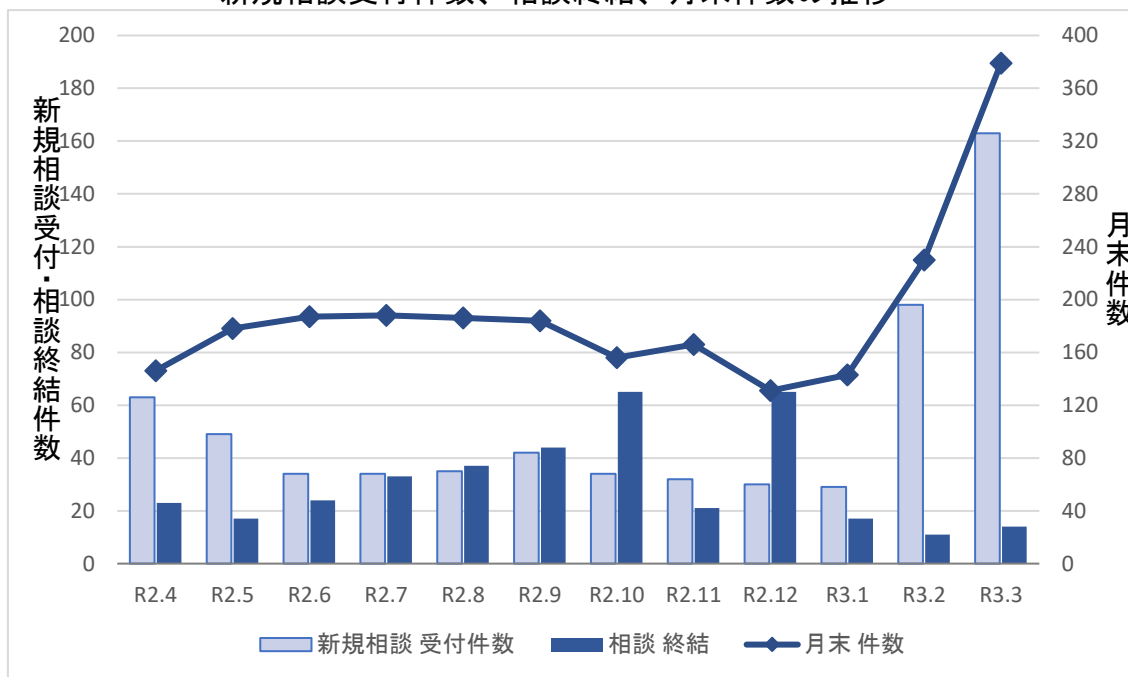


2 相談支援実績

2-1 相談件数等

	新規相談 受付件数			延べ 対応件数	プラン作成数		プラン 中断・終結	相談 終結	月末 件数
	男性	女性			新規	更新			
R2.4	63	42	21	268	9	2	2	23	146
R2.5	49	27	22	293	4	0	1	17	178
R2.6	34	20	14	329	3	2	1	24	187
R2.7	34	19	15	316	3	0	0	33	188
R2.8	35	22	13	300	1	0	3	37	186
R2.9	42	23	19	334	3	0	2	44	184
R2.10	34	19	15	251	2	1	8	65	156
R2.11	32	23	9	244	6	1	6	21	166
R2.12	30	14	16	283	9	2	5	65	131
R3.1	29	16	13	260	9	0	2	17	143
R3.2	98	58	40	357	25	1	0	11	230
R3.3	163	108	55	452	15	0	2	14	379
R2年度	643	391	252	3,687	89	9	32	371	106
R元年度	227	117	110	3,094	26	15	38	255	106
H30年度	253	137	116	3,008	45	19	41	267	134
H29年度	221	131	90	3,137	33	31	35	208	148

新規相談受付件数、相談終結、月末件数の推移



●分析

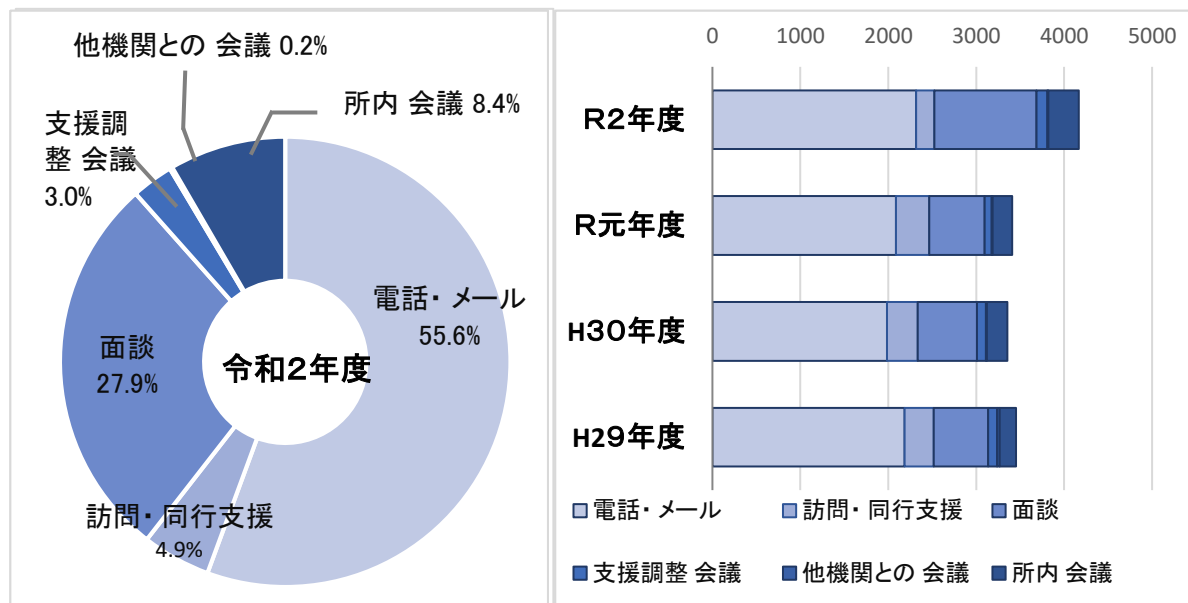
・新規相談受付件数については、643件であり、総件数は前年度に比べ著しく増加した。要因として、令和2年春以降の新型コロナウイルス感染症に伴う生活困窮及び各種支援策への対応があげられる。

令和2年度に国が示した目安値は、対象地区人口10万人当たり16件／月だが、本市の平成30年1月1日現在の人口118,948人をもとに算出した「たるさぽ」の相談件数は約45.0件／月となり、目安値を大きく上回っている。

・延べ対応件数も前年度比で大幅な増加となっており、新規プラン作成数も89件と例年の約3倍に増加した。

2-2 支援方法

	電話・メール	訪問・同行支援	面談	支援調整会議	他機関との会議	所内会議	合計
R2.4	139	34	95	11	1	21	301
R2.5	183	19	91	4	1	16	314
R2.6	211	22	96	6	0	24	359
R2.7	201	21	94	3	0	33	352
R2.8	183	15	102	4	0	34	338
R2.9	202	20	112	5	0	42	381
R2.10	167	13	71	11	0	60	322
R2.11	152	10	82	14	4	16	278
R2.12	178	13	91	16	1	62	361
R3.1	178	11	71	12	0	19	291
R3.2	213	14	130	26	0	11	394
R3.3	311	13	128	13	1	11	477
R2年度	2,318	205	1,163	125	8	349	4,168
	55.6%	4.9%	27.9%	3.0%	0.2%	8.4%	100%
R元年度	2,088	379	627	81	10	224	3,409
	61.2%	11.1%	18.4%	2.4%	0.3%	6.6%	100%
H30年度	1,984	351	673	103	12	230	3,353
	59.2%	10.5%	20.1%	3.1%	0.3%	6.8%	100%
H29年度	2,185	333	619	101	30	184	3,452
	63.3%	9.7%	17.9%	2.9%	0.9%	5.3%	100%

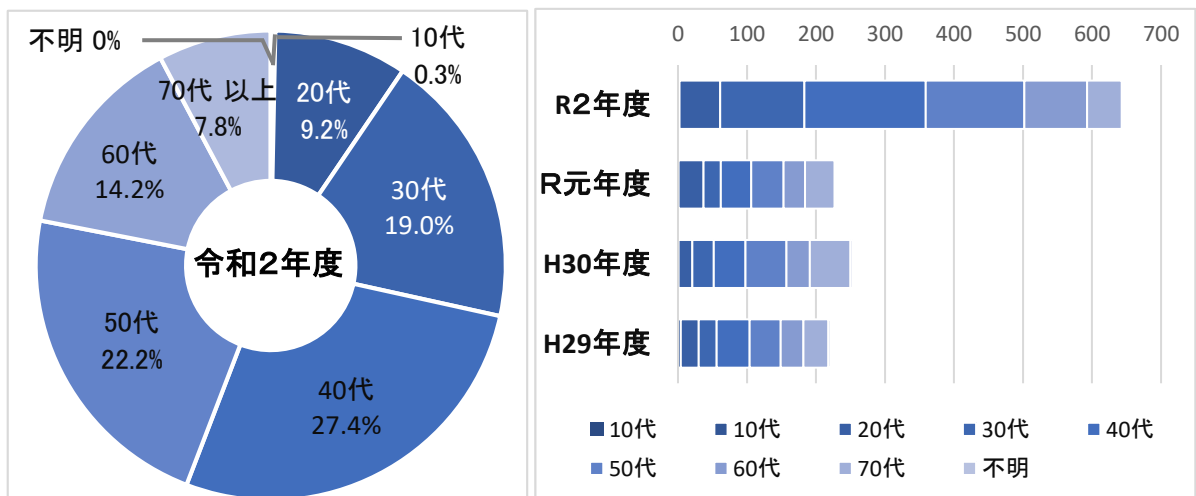


●分析

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、電話・メールによる相談支援が前年度より増加した一方、訪問・同行支援の件数は減少している。同行支援については、市役所での各種手続（生活保護申請、税及び保険料等の収納相談など）や債務整理、貸付手続等への同行をしており、それらの件数が含まれている。
- ・面談による相談については、新型コロナウイルス感染症による減収等に対する支援策として、住居確保給付金の支給要件緩和や、社会福祉協議会が行う緊急小口資金等特例貸付手続きにおいて自立相談支援機関との面談が必要とされたため著しく増加した。
- ・支援調整会議、他機関との会議以外にも、週1回の所内会議により支援を行ったケースについて報告し、情報共有を図っているほか、月1回は社会福祉協議会の貸付担当者も交えたミーティングを実施し、貸付利用者に係る情報交換と全ケースの進捗状況の確認を行っている。

2-3 相談者の年代

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明	合計
R2.4	0	5	14	19	12	10	3	0	63
R2.5	0	5	12	11	9	7	5	0	49
R2.6	0	5	6	7	8	7	1	0	34
R2.7	0	5	4	10	3	9	3	0	34
R2.8	1	5	6	8	9	4	2	0	35
R2.9	0	7	7	8	12	4	4	0	42
R2.10	0	4	5	6	9	5	5	0	34
R2.11	0	1	10	6	10	2	3	0	32
R2.12	0	2	2	9	7	7	3	0	30
R3.1	0	5	5	6	7	4	2	0	29
R3.2	1	4	18	36	25	7	7	0	98
R2.3	0	11	33	50	32	25	12	0	163
R2年度	2 0.3%	59 9.2%	122 19.0%	176 27.4%	143 22.2%	91 14.2%	50 7.8%	0 0.0%	643 100%
R元年度	1 0.4%	36 15.9%	25 11.0%	44 19.4%	47 20.7%	31 13.7%	43 18.9%	0 0.0%	227 100%
H30年度	1 0.4%	20 7.9%	31 12.3%	46 18.2%	59 23.3%	34 13.4%	59 23.3%	3 1.2%	253 100%
H29年度	4 1.8%	26 11.8%	26 11.8%	48 21.7%	45 20.4%	33 14.9%	36 16.3%	3 1.3%	221 100%

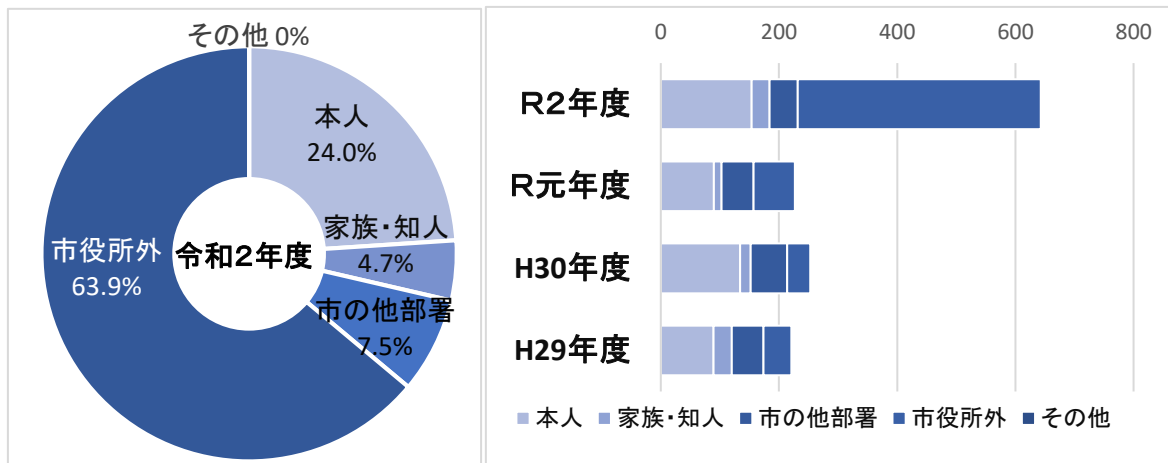


●分析

- ・ これまでも10代から70代以上まで幅広い年代層からの相談を受けてきたが、令和2年度においてはコロナ禍により相談者数が前年度に比べ激増し、特に失業や収入減少の影響を大きく受け、支援を求める稼働年齢層からの相談が大きく増加した。
- ・ 稼働年齢層の中でも、40代の相談が前年度に比べ4倍となっており、年代別でも最多となった。

2-4 相談経路

	本人	家族・知人	関係機関等からの紹介		その他	合計
			市の他部署	市役所外		
R2.4	29	3	31	5	26	63
R2.5	32	4	13	3	10	49
R2.6	20	1	13	5	8	34
R2.7	9	2	23	9	14	34
R2.8	8	3	24	1	23	35
R2.9	6	3	33	7	26	42
R2.10	6	3	25	2	23	34
R2.11	9	5	18	2	16	32
R2.12	7	1	22	0	22	30
R3.1	7	2	20	2	18	29
R3.2	14	2	82	7	75	98
R3.3	7	1	155	5	150	163
R2年度	154	30	459	48	411	643
	24.0%	4.7%	71.4%	7.5%	63.9%	100%
R元年度	90	13	124	54	70	227
	39.7%	5.7%	54.6%	23.8%	30.8%	100%
H30年度	134	18	101	62	39	253
	53.0%	7.1%	39.9%	24.5%	15.4%	100%
H29年度	89	31	101	54	47	221
	40.3%	14.0%	45.7%	24.4%	21.3%	100%



●分析

・「関係機関等からの紹介」のうち、「市役所外」からの件数が前年度と比べて6倍近くに増加し、全体の過半数を占める状態となっている。主な理由として、国がコロナ禍での支援策として社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付の緊急小口資金等特別貸付の際に自立相談支援機関への相談を要件としたことが影響しているものと考えられる。

・次に多い「本人」から直接相談があるケースについても、前年に比べ件数が増加しており、この中には他機関から「たるさぼ」を紹介され、その後本人が直接相談にこられたケースが含まれており、庁外の関係機関における「たるさぼ」の認知や連携体制の構築がかなり進んできていることによるものと考えており、引き続き周知や連携の強化を図っていくことが重要である。

（市役所内の他部署）

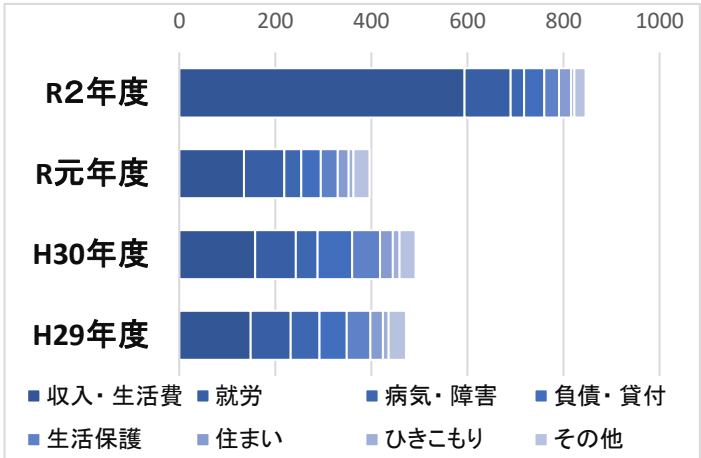
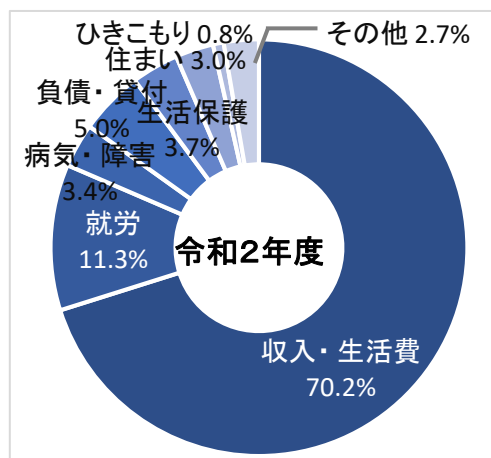
相談室、障害福祉課、保険収納課、生活安全課、保健所、こども福祉課、女性相談室、納税課、水道局

（市役所外の関係機関の例）

居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、市議会議員、民生児童委員、社会福祉協議会、ハローワーク、医療機関、警察など

2-5 相談内容（複数回答）

	収入・生活費	就労	病気・障害	負債・貸付	生活保護	住まい	ひきこもり	その他	合計
R2.4	55	17	3	14	4	0	2	1	96
R2.5	47	7	2	3	5	5	0	1	70
R2.6	28	12	4	3	6	5	0	6	64
R2.7	29	6	3	3	2	3	0	0	46
R2.8	30	6	1	0	1	0	1	3	42
R2.9	37	12	3	4	3	0	1	1	61
R2.10	30	6	2	2	2	2	0	5	49
R2.11	29	3	2	1	0	0	2	1	38
R2.12	29	4	1	1	0	1	0	0	36
R3.1	27	8	0	2	0	1	0	1	39
R3.2	94	8	3	5	5	5	1	2	123
R3.3	159	7	4	4	3	3	0	2	182
R2年度	594 70.2%	96 11.3%	28 3.4%	42 5.0%	31 3.7%	25 3.0%	7 0.8%	23 2.7%	846 100%
R元年度	135 34.1%	84 21.2%	35 8.9%	41 10.4%	35 8.8%	23 5.8%	10 2.5%	33 8.3%	396 100%
H30年度	158 32.1%	85 17.3%	45 9.2%	72 14.6%	58 11.8%	27 5.5%	14 2.8%	33 6.7%	492 100%
H29年度	149 31.6%	83 17.6%	60 12.7%	57 12.1%	49 10.4%	26 5.5%	12 2.5%	36 7.6%	472 100%



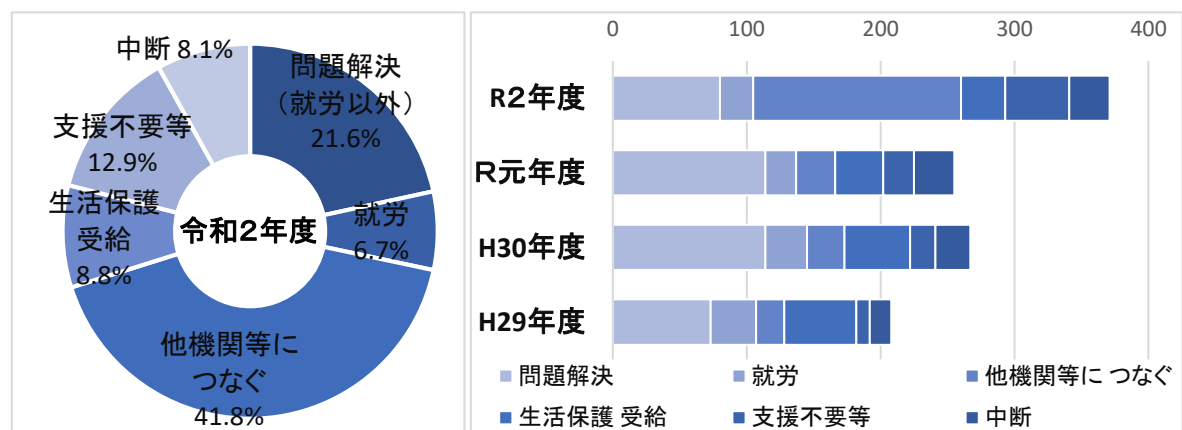
●分析

・相談内容については、複数回答であるが「収入・生活費」と「就労」とを合わせた相談が全体の8割を越えており、前年度と比べ増加した件数のほとんども「収入・生活費」によるものである。

・「収入・生活費」に係る相談については、相談件数における割合が例年3～4割で推移してきたが、令和2年度については、相談件数の7割となり、前項同様にコロナ禍を要因とした生活不安への支援策利用に係る相談が大半を占めている現状が窺える。

2-6 相談終結者数

	問題解決 (就労以外)	就労	他機関等につなぐ	生活保護 受給	支援不要等	中断	合計
R2.4	8	3	2	5	5	0	23
R2.5	3	3	1	8	2	0	17
R2.6	7	1	2	2	11	1	24
R2.7	13	0	4	4	9	3	33
R2.8	7	3	21	2	1	3	37
R2.9	5	3	28	1	4	3	44
R2.10	15	4	37	2	3	4	65
R2.11	4	2	9	3	1	2	21
R2.12	8	5	32	3	4	13	65
R3.1	1	0	12	0	4	0	17
R3.2	3	0	6	0	2	0	11
R3.3	6	1	1	3	2	1	14
R2年度	80 21.6%	25 6.7%	155 41.8%	33 8.8%	48 12.9%	30 8.1%	371 100%
R元年度	114 44.7%	23 9.0%	29 11.4%	36 14.0%	23 9.0%	30 11.8%	255 100%
H30年度	114 42.7%	31 11.6%	28 10.5%	49 18.3%	19 7.1%	26 9.7%	267 100%
H29年度	73 35.1%	34 16.3%	21 10.1%	54 26.0%	10 4.8%	16 7.7%	208 100%



●分析

・例年は「問題解決」が終結の約4割を占めており、「たるさぼ」が相談を伺いながら、相談者が抱える困りごとについて一定の解決に結びつけてきたものであるが、令和2年度においては、「他機関等につなぐ」の件数が著しく増加している。理由として、社会福祉協議会が行う緊急小口資金等特例貸付制度につないだ相談が増加したことが挙げられる。

・他の終結理由については、概ね例年同様の傾向で、相談者に対する支援の継続についても例年同様に必要性を検証し、終結の判断を適宜行った。

(「他機関等につなぐ」における他機関の例)

小樽市(保健所、生活安全課等)、消費者センター、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、障がい者就業・生活支援センター、障がい者相談支援事業所、他自治体の自立相談支援機関など

2-7 相談支援事例

【事例1】 Aさん 30代男性	
本人の 状態・ 訴え	配達助手として雇用されているが、新型コロナウイルス感染症の影響により飲食店が休業したため、仕事があっても時間短縮により大幅に減収。 このままでは生活費を確保することができず、家賃の支払いも困難になる。 以前生活保護を受けていた過去があり、再び生活保護を受給することは避けたい。
支援 内容 等	（面談） 本人は以前に父親の入院費用、父親の債務整理について困りごとを抱え、たるさぼへ相談。本世帯の生活費のやりくりや弁護士相談へ同行等をしてきた。また突発的な出費のため生活費不足状況に陥った際には、北海道社会福祉協議会の生活福祉資金緊急小口資金申請へ繋ぎ、遅れることなく返済を終えていた。面談時、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により緊急事態宣言が発令され、取引先の飲食店が休業。 結果、配送の依頼がなく仕事が大幅に減り収入が激減していたため、家賃の支払いや生活費を確保することが困難になっていた。大家から住居確保給付金申請について提案を受け来所相談となった。
	（対応） 本人の月収から判断すると最低生活費を下回っており、新型コロナウイルスの収束も見通せない状況が続いていたため、生活保護申請も妥当であった。しかし、以前に生活保護受給歴があり、就労によって自立していたことを受け、生活保護申請はできるだけ避けたいと希望。新型コロナウイルス感染症拡大を受けて、北海道社会福祉協議会で行っている生活福祉資金特例貸付と住居確保給付金を申請し生活費を確保するとともに、家賃の支払い負担を減らすこととした。この時点で本人には転職について提案していたが、現在の仕事に就く前は長らく仕事に就くことができなかったことや職場環境に慣れるまでに時間を要した経緯があった。そのため今の仕事から転職することに抵抗があり、利用できる制度を活用して状況回復を希望された。緊急事態宣言解除後は徐々に就労日数も回復しつつあったが、コロナ以前の収入までには戻らず、住居確保給付金も9か月の支給満了を迎える状況となった。ここで改めて本人へ転職活動を提案したところ、本人も現状を受け止め、転職活動に取り組む決意を固めたため、ハローワークの促進事業へ繋ぎ、自立相談支援機関とハローワークが一体となって本人の転職活動の支援を開始した。ハローワークには熱心に通って相談を受け、積極的に応募も行ったが、なかなか採用に至らず。また、やっと採用となった食品関連の工場も、就労一日目にして手荒れを理由に退職を希望。コロナ禍の影響を受け求人数も少ないことや、本人の条件に合う求人自体がなかなか見つからず、応募しても不採用結果が続いたが、就労支援開始4か月後に工場作業員に採用となった。当初は転職に不安もあり弱気な発言も見られたが、本人と連絡を取りながら状況確認を行い、現在も就労を継続することができている。
	（評価） 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて就労収入での生活維持が困難となったが、生活保護申請はせず生活福祉資金特例貸付と住居確保給付金申請を活用して生活費の確保と家賃支払い負担を減らすことができたことは評価できる点である。何より、転職について相談当初は消極的であったが、利用できる制度に期限があることなどを受け、本人が自らの置かれている状況に問題意識を持つことができたことにより、促進事業への参加に同意し、ハローワークと一体となって就労支援を行い転職活動を進めることができたことが一番の評価であると判断する。不採用の結果が続いても、あきらめずに継続して求職活動を行うことができたことは、本人が自分自身の状況をきちんと受け止めることができた結果であると評価できる。
	（分析） 本ケースは生活保護申請が妥当であっても、本人が申請を希望しない場合に、どのように支援を展開していくかが問われたケースだった。生活福祉資金特例貸付はコロナの影響を受けて減収や離職した世帯を対象とした制度だが、あくまでも貸付であり債務には変わらない。今後の返済等を考えると負担ではあるが、生活保護は申請したくないという本人の希望に寄り添うためには必要な制度であると判断する。また、住居確保給付金の申請対象者が拡大されたことも、本人が支出を抑えることができた要因であった。何よりも、転職という大きな決断をすることができたのは、本人が自分の置かれている状況を再認識し、状況を打開するべく、自ら行動できたことにあると判断する。支援者が本人に代わって問題提起をし、支援の方向性を示すのではなく、本人が解決したい課題を自分で認識した際に支援者としてどのように対応すべきか、本人を問題意識へと導くスキルを支援者には必要であると強く感じる事例であった。

【事例2】 Bさん 50代男性	
本人の 状態・ 訴え	初回相談は2018年12月に母親が一人で来所。息子が長らく仕事をしてない。部屋もゴミ屋敷のようになっている。自分も高齢になってきているので息子の将来のことが不安。できれば仕事を就いてほしいと相談にこられた。
支 援 内 容 等	(面談) まずは母親から本人にたるさぼのことを伝えてもらい、一緒に来所するようにお話ししていたが、その後も本人が相談に来られることはなく、母親のみが数回相談に来ていた。 2019年8月に母親が市内の精神科病院に一人で相談に行ったところ、病院からは障がいの相談支援事業所を紹介され、母親はそちらにも相談に行っていた。たるさぼにも相談していた経緯を知った相談支援事業所から連絡が入り、保健所相談員、相談支援事業所相談員と一緒に本人宅を訪問することとなり、ここで初めて本人と面談ができた。初回面談の印象としては緊張が強く、目を合わせることもない。こちらからの問いかけに返答するときは吃音も強く、言葉に詰まる様子がうかがわれ、受け答えも子どもと話しているような感じを受けた。本人の気持ちとしては「働きたい」と就労意欲も確認できたため、今回はたるさぼへの来所を約束した。
	(対応) 母親の話によると、毎日300円とおにぎりを持たせているが、どこに行っているのかわからない。朝9時から18時ころまで出かけている。仮面ライダーが好きで、家でもよく絵を描いている。母親に変身の真似事を一緒にやろうと強要することもあるとのことだった。ここ10年間仕事には就いていない。本人はトマト農家の仕事や短期の仕事に行っていると話す収入を得ている様子もなく、嘘をついているとのことだった。在職していたときも仕事を転々としており、若い頃は内地の工場に期間雇用で行っていたこともあるとのことだった。 初回来所は母親が入り口まで同行。本人と話をしてみると、自分でも求人情報誌やハローワークの求人を見ている様子があり、市内の求人に関しては情報収集していた。就労支援員とも数回面談を行っていたところ、1か月経過したところで本人より電話があり、「市内の企業の積み込み作業員の求人に採用されたので、もう就労支援は必要ありません」と連絡があった。しかし母親から電話があり、これも嘘であったことが判明した。再度自宅を訪問し、今後どうしたいのか、一人になったときにどう生活できるのかについて本人と向き合ったところ、「好きな映画を観たり、雑誌を買うお金が欲しい。そのためには働きたい」との意向を確認した。しかし10年のブランクもあり、すぐに仕事に就くことも困難な状況だったため、今後の仕事の方向性を明らかにするためにも、得手不得手をはっきりさせる検査を受けてみませんか？と説明したところ、母親、本人ともに心理検査を受けることを希望された。 心理検査の結果、療育手帳、障がい年金の申請が可能なが判明。母親も80代で高齢なため、申請のための手続きを母親と一緒にに行った。本人の就労に関しては当初関わってくれていた相談支援事業所に繋ぎ、B型就労を利用。現在は毎日、福祉就労に通うことができ、就労収入を得ることもできた。また障がい年金も受給も決定し、経済的にも余裕ができた。
	(評価) 母親が自分がいなくなったときの将来を心配して、相談してきたことがきっかけとなり支援へと繋がった。毎日、母親からお小遣いをもらい外出する生活を続けてきたため、本人に困り感がなかった。困ることを待つ介入するより、本人が現状を変える動機付けとなることに着目するように時間をかけた。毎日あてもなく出かけていた生活から、B型就労で働くという自分の役割や居場所ができたことは大きい。結果的には障がい年金も受給することができたため、母親の管理のもとで本人にお小遣いとして決まった額を渡し、本人の希望だった「自分の好きなように使える自分の収入」となった。
	(分析) 最初に母親が相談に来てから半年間、何も対応できなかった。毎日、出かけてはいるが他人と会うことに拒否感を持っており、訪問には慎重にならざるを得なかった。母親が強い危機感を持っていたことから各相談機関が動くこととなり介入につながったが、引きこもりの相談者への介入のきっかけは難しい。世帯の問題が動く場合と、まったく拒否感をもってしまい、より孤立を強めてしまう場合もある。結果的には本人に何か困ったことが起きるときまで介入できないこともある。この事例は家族が積極的に問題解決を望み、各相談機関が同時に動いたことで介入でき、本人の動機付けに着目し支援を展開していった事例であると思われる。

3 就労支援実績

3-1 就労支援実績

	性別	年齢	就労	増収	支援メニュー						備考
					情報提供	キャリアコンサルティング	応募書類作成指導	面接対策	面接同行	定着支援	
4月	男	60代			○	○	○	○			生保受給決定
	男	40代	○		○	○				○	
	女	20代	○			○	○	○			
	男	30代	○		○	○	○			○	
5月	男	70代	○		○	○					
6月	女	40代	○		○	○	○				
	男	20代			○						
	男	40代	○		○	○				○	
7月	男	40代	○		○	○					
	男	60代	○		○		○				
	男	60代					○				生保受給決定
8月	男	20代			○	○					
9月	男	30代	○		○	○	○	○	○		
	女	30代	○		○	○	○	○	○	○	就労準備支援参加
11月	男	30代			○	○	○				
	女	20代			○	○					就労準備支援参加
12月	男	60代			○	○	○				
1月	女	20代	○		○	○	○				
3月	男	40代			○	○					現職中
合計	19		11	0	17	16	11	4	2	4	

※企業開拓実績（就労支援・就労準備支援 共通） 訪問会社数 30社

	受入可能	受入実績あり
一般就労(採用)	18	4
就労体験	2	0
会社見学	12	7

●分析

・例年と同様に、20代から70代までの幅広い年齢層からの相談を受けて就労支援を行った。支援メニューとして、求人情報の提供やキャリアコンサルティング、応募書類の作成指導を中心に実施した。

・相談者の傾向として、20代から30代の若年層では就職の経験がない者、拘りがあり早期の就職に結びつかない者、様々な不安から応募、面接に対して不安を持ち一歩踏み出せない者など、時間の掛かる支援者が目立った。

・求職活動に取り組むに至るまでの対応として、会社見学を行い、実際に会社の仕事内容、会社の雰囲気などを見てもらうことで就労への不安を払拭することが最善と考えたが、令和2年度はコロナ禍の影響もあり、会社見学の受け入れが難しく、企業との接触も厳しい状況であった。コロナ禍の収束が見通せない状況下であることから、今後はコロナの影響が少ない業種の企業開拓など、幅広い企業との接触が必要である。

3-2 就労支援事例

【事例】	
本人の 状態・ 訴え	・母親と一緒に来所。 - 父親と自営業を営んでいたが廃業してしまった。その後2年間は仕事をしておらず人との関わりを持つのが不安。仕事をしたい気持ちはあるがブランクが不安なため踏み出せない。 ・いつまでに就職するかという目標を立てるとプレッシャーになる。
支援 内容 等	(面談) ・いつも面談時は支援員の顔を見ることもなく、常に下を向いている。 ・何をしたい、何かに興味があるという具体的な話はなく時間を掛けて信頼関係の構築を目指した。その中で本人の強味や具体的な興味関心をカウンセリングしていったが、販売の就労経験はあるが、少し投げやりで、プライドも高い方のように感じていた。
	(対応) ・こちらからの求人提案はもちろんのこと、本人もハローワークで興味ある求人を検索してほしいと伝えていたが「コロナ禍でハローワークに行けないため求職活動はできない」「求人はあまりないため探せない」など就職活動に対して前向きになれない様子だった。こちらから電話で求人を提案しても「何をやりたいかわからないのに求人内容がイメージできない、わからない」と、何を言っても聞く耳がなく1か月くらい連絡が取れない期間もあった。 ・連絡が取れた際、来所するよう依頼し、再度、現在興味のある職種を確認したところ「配送や品出し」という返答があったため、本人の自宅近くの「調理補助・お弁当配達」の求人を提案すると「ここなら受けてみたい」と即答だった。何が彼のやる気につながったかは不明だが、すぐ企業に連絡し面接の日程が決まった。履歴書の作成や面接対策は不要だとのことで少し心配をしていたが、面接後すぐ就労が決定した。
	(評価) 就労後3日後に連絡した際は、声は明るく、「職場環境も良く働きやすい」と、今まで本人に対して感じていた少し暗く、前向きになれないネガティブなイメージは無くなっていた。企業からも話好きで明るく、仕事も一生懸命やってくれと高評価だった。1か月後には一人で仕事ができるようになり、2か月後には後輩もでき、3か月经過したころに一度体調を崩したが、4か月目には体調も戻り頑張っていた。当初相談者が人との関わりを持つのは不安だと口にしてはいたが、克服できたように感じた。定着確認の連絡をした際も「小樽は坂も多いし雪がどれくらい降るのかだけが気になっています。」と、就労に対する心配を抱えた様子は感じられなかった。
	(分析) 当初、仕事がしたいという気持ちはあったが、様々な不安からかやる気を起こせずにいたように思う。何が本人のやる気を後押ししたのかは解らないが、就職するという気持ちが高まっているうちに面接があり、本人の意欲が伝わったのだと考えられる。また就職先が自宅に近いことや年少期から大人になるまで市内で過ごしていたことで地域性や地理的なことを熟知していたことが配達という仕事に活かされた。本人にとっては適職と出会えたのだと考える。

4 就労準備支援実績

4-1 就労準備支援実績

○就労準備支援事業の概要

・就労準備支援事業は、一般就労に向けた準備が整っていない者を対象に、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援する事業である。実施期間は最長で1年。

・適切な生活習慣の形成を促す「日常生活自立に関する支援」、社会的能力の形成を促す「社会生活自立に関する支援」、就労体験の利用の機会の提供等を行いつつ、一般就労に向けた技法や知識の習得等を促す「就労自立に関する支援」を行う。

(小樽市での実施内容) *新型コロナによる感染対策のため、活動内容は大幅縮小

・コミュニケーションレク：ボードゲームやパーティーゲームを活用。個々の能力に応じ課題レベルも調整し、楽しみながら自己開示の訓練・コミュニケーション力形成を図る。

・体験型活動：複数人で役割分担を行い、協力しながら1つの作業に取り組む。令和2年度は花園ビル内清掃活動、公用車洗車、農作業体験を実施。

・工作レクリエーション：想像力の活性化・自己表現力や集中力の形成を図る。主にコラージュ制作や手芸作品制作を実施し、季節に合わせたテーマで取り組んだ。

・調理実習：メニュー策定及び食材買い出し作業における合意形成・食への意識づけ・生活リズムの見直しと向上を図る。

・ビジネスセミナー：基本となる履歴書の書き方、身だしなみ、面接対策等の就職活動に向けた内容を講義形式で実施。また、不定期で社会人講話も実施。

・スポーツレクリエーション：主に卓球、バドミントン、ラジオ体操を実施。季節や気候に考慮し体力つくりと協働性の形成を図る。

・ボランティア体験：小樽市点字図書館での軽事務ボランティアを実施。

	就労準備 支援プログラム 作成	生活自立に 関する支援	社会自立に 関する支援	就労自立に 関する支援	個別 求人 開拓	就労後の フォロー アップ	相談 対応	計
R2.4	0	11	11	6	0	0	5	33
R2.5	0	5	5	0	0	0	0	10
R2.6	0	9	9	5	0	0	0	23
R2.7	0	16	16	6	3	0	0	41
R2.8	0	22	22	13	0	0	3	60
R2.9	0	28	28	20	0	0	6	82
R2.10	0	23	23	9	0	0	1	56
R2.11	1	22	22	11	0	0	3	59
R2.12	0	24	24	13	0	0	1	62
R3.1	0	21	21	8	0	0	2	52
R3.2	0	19	19	11	0	0	3	52
R3.3	1	27	27	15	0	0	1	71
計	2	227	227	117	3	0	25	601

●登録者数

登録者 11人 見学／お試参加 11人

●事業所開拓

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業所新規開拓については令和2年度は行っていない。各事業所内でも見学者・職場体験利用者の受入れが消極的であることが一番の要因だが、小樽市内全体として新規求人募集も減少傾向にある。令和3年度に向けては、適切な対策を取りつつ、事業所側とも協議しながら新規開拓に努めていくことが必要であるとする。一案として、初期負担軽減も可能な清掃活動や、双方の負担が少ない内容の軽作業ボランティア活動から関わることを挙げたい。登録者も事業所の活動内容を少しずつ把握し、場合によっては業務に興味を持ち、個人間・団体間で長期的な関係性構築を含めて関わっていくことが期待出来ると考える。

●分析

当初、過年度から継続利用中で具体的な就労に向けた働きかけを提案できる状態までできていたが、職業訓練等の機会を提供できなかったため、就労支援と併用し、期限いっぱいまで本事業を利用する対象者もいた。本格的に就労に向けた支援をする際、本人のニーズになるべく合わせた資源開発や新規開拓は必要で、現状の課題である。

令和2年度の新規登録者の傾向として、30～40代と比較的高年齢化が見られている。また、生活歴や職歴を伺う中で、発達障害・知的障害が疑われるケースもあり、相談者や家族の状況に合わせて受診や検査の提案、他の福祉制度利用を勧めるなどして、障害の認定や福祉就労に繋いだ。

4-1 就労準備支援事例

【事例】 Fさん 30代 女性	
本人の 状態・ 訴え	専門学校中退後、郵便局での郵便物仕分けの短期アルバイトの就労経験のみで経過。同居している母親から早く働くよう促されるも、何から手を付けていいかわからず、加えて一人で就職活動する気力も起きなかった。そんな時にたさばを知り、自らメールで相談したのをきっかけに2019年5月末より就労準備支援事業の利用開始。全般的に休まずプログラムに参加しているが、定期的に無気力状態になる等、精神面の不安定さがあり課題であった。
支援 内容等	(就労準備支援内容) ①コミュニケーション力・他者との協力 初回参加時から不特定多数の人々との関わりについて大きな問題は見られず。率先して他者へ話し掛けることは少ないが、話し掛けられたら物怖じせずに反応し、自分の考えや意見を伝えることができている。各種グループワークや体験型のプログラムへの参加も積極的で、参加回数を重ねるごとに周りの意見を取りまとめる・取りまとめた意見から別視点でアイデアを考えて提案することも得意としていた。 ②就労への働きかけ・興味関心等 お祭り運営スタッフ（配膳係）、農作業体験等の体験型プログラムへは意欲的に参加。参加、体験する中で「できる・できない」「好き・苦手」を自身の中で分別していたと考えられる。常に自分の考えはしっかり持っており、その中で自分のやりたい仕事を決定していたのではないかと考える。 ③体調面での状態 大きな持病はなかったものの、ボーっとして何も考えられない・無気力状態になる等精神面での不安定さを抱えており、定期的に表出してはプログラムを欠席することがあった。定期的に個別面談を取り入れ、心身の不調や抱えている悩みの解消を図り、体調管理方法を本人と一緒に確認した。また、本人自身で不調時の対処方法を考え、実践することで無気力症状防止を図った。次第に「プログラムへ継続参加すること」を目標として自ら取り組むようになり、体調管理にも意識が働き、不調時は無理せず休息する・体調を改善するために必要なことを考え対策することもできるようになった。
	(利用期間延長・就労支援との併用) 関係団体との相談・連携を実施。仕事についての興味関心を探るため、クリーニング工場での訓練や関係機関内での座学プログラムにも参加。本人も意欲的に取り組み、連携先の担当職員からは「適性あり」の高評価をいただいた。訓練中も本人との面談を行いながら丁寧にアセスメントを実施。求人提案も行うが、就労先を見つけることができず。本人の興味関心に触れる就労訓練・体験先を検討中、新型コロナウイルスによる影響で本事業の活動自粛・活動規模を縮小せざるを得ない状態となり、体験も困難となってしまった。 自粛期間中も近況確認を定期的実施、本人の希望で就労準備支援を半年間延長した。この時、担当相談支援員の提案で就労支援事業を併用し「年末は郵便局のアルバイトではない仕事に就く」ことを目標に設定。再開後は早期就職を目指した。しかし、希望条件に合う就労先がなかなか見つからないことや、同時期に郵便局からアルバイト募集案内もあったことで気持ちが揺れてしまい、結果、例年同様に短期間アルバイト就労を行う。稼働前に担当職員と面談し、就労支援事業を単独で利用継続することで確認。稼働中も定期的に就労支援を継続していくこととなり、就労準備支援事業は期間満了により終了することとなった。
	(就労準備支援事業利用期間を終えての評価) 本事業のプログラムに継続参加したことで生活リズムと精神安定が保たれていた。また、苦手としていたコミュニケーション力は向上。様々なプログラムも内容を見て興味を持って積極的に取り組む姿勢もあり、就労可能レベルまで到達していた。しかし、併行利用した就労支援で希望条件にこだわりがあり、支援員より求人提案を実施しても面接に至ることは少ない状況。結局郵便局からバイト応募の打診があり本人もこれを受諾。本事業期限内で設定した目標を達成することはできなかった。
	(分析) 生活リズムとコミュニケーション力の維持・職種の興味関心を探る面では、本事業の継続利用は効果を発揮し、就労支援事業も一定の効果を上げた一方で、本人が設定した目標を果たせなかった理由の1つに支援員間の情報共有・アセスメント不足が挙げられる。本ケースは求人条件にこだわりがあり、興味・関心のある職種は漠然としており、本人の関心を探り既存を含めた求人マッチングには多大な時間を要した。本事業に参加する中で本人の考え方・現在の本人の興味関心を探る手立ては大いにあり、そこから具体性を伴った支援情報の共有と支援員間でのアセスメントを定期的に綿密に行えば、設定目標の達成に近づけられたと考える。

5 住居確保給付金支給実績

5-1 住居確保給付金支給実績

●事業概要

主たる生計維持者が離職・廃業後2年以内である場合、もしくは新型コロナウイルス感染症の影響のため個人の責任・都合によらず給与等を得る機会が、離職・廃業と同程度まで減少している場合において、一定の要件を満たした場合、市が定める額（生活保護制度の住宅扶助額）を上限に、実際の家賃額を原則3か月（延長は2回まで、最大9か月間）支給する制度。支給された給付金は賃貸住宅の賃貸人や不動産媒介事業者等に市から直接支払われる。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受けて離職や減収となった方へ支援として、支給要件の緩和や再々支給、再支給が行われたため、相談、申請件数とも大幅に増加した。

●事業開始年度 平成27年度
(平成27年度は福祉部相談室所管、平成28年度からたさぼ所管)

●利用実績

年度	相談	申請						決定					中止				
		申請	延長	再延長	再々延長	再支給		当初	延長	再延長	再々延長	再支給	当初	延長	再延長	再々延長	再支給
R2	4月	41	14	0	0	—	—	1	0	0	—	—	0	0	0	—	—
	5月	46	18	1	0	—	—	14	0	0	—	—	1	0	0	—	—
	6月	27	20	12	0	—	—	18	1	0	—	—	0	0	0	—	—
	7月	17	8	14	0	—	—	19	12	0	—	—	1	0	0	—	—
	8月	16	3	9	1	—	—	6	13	1	—	—	4	1	0	—	—
	9月	18	6	4	9	—	—	4	9	0	—	—	0	0	0	—	—
	10月	5	2	1	10	—	—	4	4	8	—	—	1	1	0	—	—
	11月	21	8	5	6	—	—	3	1	10	—	—	0	0	0	—	—
	12月	12	2	2	4	—	—	5	5	6	—	—	0	1	2	—	—
	1月	10	1	6	1	2	—	1	8	5	1	—	1	0	0	0	—
	2月	41	3	1	4	0	16	4	0	0	1	0	0	0	1	0	0
	3月	12	4	1	1	1	7	2	1	3	0	21	0	1	0	0	0
合計		266	89	56	36	3	23	81	54	33	2	21	8	4	3	0	0
R元	合計	12	1	0	0	—	—	1	0	0	—	—	0	0	0	—	—
H30	合計	11	5	0	0	—	—	5	0	0	—	—	0	0	0	—	—
H29	合計	2	2	0	0	—	—	2	0	0	—	—	0	0	0	—	—

6 家計改善支援実績

6-1 家計改善支援実績

●事業概要

家計の収支を把握できていなかったり、多重債務を抱えていたりするなど、家計管理がうまくいかないため、経済的に困窮する方を対象とする事業。相談を通じ、本人を含む世帯全体の収入や支出の状況を理解してもらい、生活を見直すことで収支を自己管理できることを目標に支援を行う。

●事業開始年度 令和元年度

●利用実績 利用者数 3人

7 子どもの学習・生活支援実績

7-1 子どもの学習・生活支援実績

●事業概要

ひとり親家庭、生活保護世帯、生活困窮世帯の児童（中学1年生～中学3年生）を対象として、学生や社会人が学習支援員（委託事業者にて確保）となり、個々の児童の学力に応じて学習を支援する。

また、勉強をしながら児童とコミュニケーションを図り、生活面での相談や進学相談に応じるなど、子どもの将来の自立に向けた包括的な支援を行う。

●事業開始年度 令和元年度

●実施内容

原則として毎週土曜日の午後2時～4時に1か所の会場で実施
講師1名につき児童2～4名を指導

●利用実績

受講者のうち、第一志望の高校に合格した中学3年生の人数：18人

	実施回数	受講人数				延べ出席回数			
			中1	中2	中3		中1	中2	中3
R2.4	1	24	8	5	11	22	8	3	11
R2.5	0	24	8	5	11	0	※		
R2.6	4	29	8	5	16	96	28	15	53
R2.7	4	29	8	5	16	92	26	11	55
R2.8	5	31	8	5	18	107	33	10	64
R2.9	4	33	9	6	18	77	27	10	40
R2.10	5	33	9	6	18	103	31	13	59
R2.11	4	33	9	6	18	89	27	12	50
R2.12	4	34	9	6	19	86	23	8	55
R3.1	5	35	10	6	19	89	31	5	53
R3.2	4	35	10	6	19	75	23	4	48
R3.3	0	35	10	6	19	70	24	10	36
計	40	375	106	67	202	906	281	101	524

※R2.4.18～R2.5.30は新型コロナウイルス感染症の影響により授業を中止



8 その他の取組実績

8-1 貸付及び現物支給の実績

①生活困窮者自立支援資金貸付（小樽市社会福祉協議会）

小樽市に住民登録を有し、自立相談支援事業による支援を受けている世帯で他の貸付制度等を利用しておらず、所定期間内に償還が可能と認められる者を対象に、個々の状況に応じ必要額を算定した上で貸付を行う。貸付上限額は10万円であるが、連帯保証人が必要である。（3万円以下の貸付の場合は不要）

②緊急小口資金（北海道社会福祉協議会）

原則として①同様に自立相談支援事業による支援を受けている世帯を対象に、10万円を上限として貸付を行う。連帯保証人は不要である。小樽市社会福祉協議会を通じて北海道社会福祉協議会へ申し込むことが必要である。

③生活困窮者物資支援事業（小樽市社会福祉協議会）

自立相談支援事業又は小樽市社会福祉協議会の貸付相談において、緊急又は一時的に生活物資の提供が必要と認められる世帯を対象とし、年度内に5,000円相当を上限として物資を提供する。

	生活困窮者 自立支援資金貸付 (小樽市社会福祉協議会)		緊急小口資金 (北海道社会福祉協議会)		生活困窮者物資支援事業 (小樽市社会福祉協議会)	
	件数	金額	件数	金額	件数	内容
R2.4	6	140,000	0	0	6	食料・灯油・日用品・ガソリン
R2.5	3	70,000	1	100,000	5	食料・日用品・ガソリン
R2.6	0	0	0	0	2	食料・日用品・ガソリン
R2.7	2	40,000	0	0	0	
R2.8	1	20,000	0	0	3	食料・ガソリン
R2.9	3	45,000	1	100,000	2	食料
R2.10	0	10,000	0	0	1	食料
R2.11	1	20,000	0	0	0	
R2.12	0	0	1	100,000	2	食料
R3.1	3	60,000	2	200,000	2	食料・日用品
R3.2	1	15,000	0	0	4	食料・灯油・ガソリン
R3.3	2	30,000	0	0	2	食料・灯油・ガソリン
R2年度	22	450,000	5	500,000	29	
R元年度	15	347,000	5	343,000	30	
H30年度	29	788,000	9	780,000	48	
H29年度	23	608,000	12	1,090,000	25	

●分析

- ・生活困窮者自立支援資金貸付及び生活困窮者物資支援事業は、生活困窮者自立支援制度の開始に併せて小樽市社会福祉協議会が新たに設けた制度である。
- ・一時的に出費がかさんだことで次の給料日までの生活費が不足するなどの相談に対しては、貸付及び物資支援が効果的であった。
- ・貸付制度においては、迅速性が求められることが多いことから、北海道社会福祉協議会の緊急小口資金を利用するよりも市社協の生活困窮者自立支援資金貸付を利用するケースが多くなっている。
- ・前年度と同様、貸付の要件を満たせない場合などで、物資支援を行うケースが目立った。

8-2 食料等支給の実績

初回相談時に経済的に困窮しており「食料に困っている」という相談があった場合や、継続支援者の中にも引き続き困窮状況が解消しない場合などに、フードバンク等から提供を受け、たるさぼで保管している食料を支給している。

	アルファ米	インスタント麺	カンパン	乾麺	米	パックライス	缶詰	そうざい類	調味料	ふりかけ・茶漬類	味噌汁・スープ類	レトルト食品	飲料	お菓子類
R2.4		6		5			2	3	1	1	3	11	4	24
		7		10			2	11	1	1	10	217	17	439
R2.5	1	23		5	1	1	3				6	7	6	3
	1	452		16	1	1	3				9	10	7	5
R2.6	2					6	3					2	5	13
	2					34	3					2	41	49
R2.7		5			2	5	3		1	1	1		4	
		9			2	30	3		1	1	1		9	
R2.8	1	1		2	1		5			1	3	8	1	
	5	1		2	2		8			1	4	13	1	
R2.9	2	3	2	1	1	1	6		1		3	9		25
	5	3	7	1	1	5	8		1		5	14		43
R2.10		2	1	4		3	3				1	6		
		2	4	11		10	3				2	7		
R2.11		4	3		2		1							4
		4	16		2		1							28
R2.12		1			3	1	5				2	4		
		1			6	6	5				3	4		
R3.1				2	1	1	1				1			7
				2	2	5	2				2			25
R3.2	11	3	1		1	3	1				3	1		4
	144	3	2		1	6	1				8	1		4
R3.3					2	1					1		1	
					2	5					4		2	
計	17	48	7	19	14	22	33	3	3	3	24	48	21	80
	157	482	29	42	19	102	39	11	3	3	48	268	77	593

※ 各月の数字は、上段が延べ対象世帯数、下段が提供数

●食料支給の提携先団体等

品目	団体等の名称（順不同）	品目	団体等の名称（順不同）
アルファ米	後志報恩会、北海道宏栄社、小樽市（災害対策室）	そうざい類	小樽市社会福祉協議会、北海道済生会、一般市民
インスタント麺	小樽市社会福祉協議会、小樽四ツ葉学園 一般市民	調味料	小樽市社会福祉協議会、一般市民
カンパン	北海道宏栄社、小樽四ツ葉学園	ふりかけ・茶漬類	北海道済生会、一般市民
乾麺	本願寺小樽別院、小樽市社会福祉協議会、小樽四ツ葉学園、セブンイレブン、一般市民	味噌汁・スープ類	小樽市社会福祉協議会、後志報恩会、北海道宏栄社、小樽四ツ葉学園、ハンズハーベスト北海道、一般市民
米	たるっこ食堂、北海道宏栄社、一般市民	レトルト食品	小樽市社会福祉協議会
パックライス	北海道済生会、小樽四ツ葉学園、ハンズハーベスト北海道	飲料	小樽市社会福祉協議会、ハンズハーベスト北海道
缶詰	小樽市社会福祉協議会、北海道宏栄社、小樽四ツ葉学園、北海道済生会、塩谷福祉会、セブンイレブン、一般市民	お菓子類	ハンズハーベスト北海道、塩谷福祉会、塩梅屋

8-3 事業説明及び連携依頼先

日付	内容
	※新型コロナウイルス感染症流行により実施なし

注) []内は対応者。「相談」は相談支援員、「就労」は就労支援員、「準備」は就労準備支援員を示す。

8-4 講師派遣等

日付	内容
R2.10.28	居場所ゆったりスペース(勤労青少年ホーム)

注) []内は対応者。「相談」は相談支援員、「就労」は就労支援員、「準備」は就労準備支援員を示す。

8-5 イベント参加

日付	内容
	※新型コロナウイルス感染症流行により実施なし

注) []内は対応者。「相談」は相談支援員、「就労」は就労支援員、「準備」は就労準備支援員を示す。

8-6 イベント開催

日付	内容
R2.5.4～ R2.5.6	新型コロナウイルス感染症対策臨時相談窓口(生活サポートセンター)[所長]

注) []内は対応者。「相談」は相談支援員、「就労」は就労支援員、「準備」は就労準備支援員を示す。

8-7 無料職業紹介

H29. 12. 1 無料職業紹介所の届出を行い事業開始

8-8 視察受入等

日付	内容
R2.9.9～ R2.10.14	ソーシャルワーク実習 ～ 北海道医療大学より実習生1名受入れ[相談]
R3.2.15～ R3.2.19	ソーシャルワーク入門実習 ～ 北星学園大学より実習生1名受入れ[相談]

注) []内は対応者。「相談」は相談支援員、「就労」は就労支援員、「準備」は就労準備支援員を示す。

8-9 研修・会議等出席状況

日付	内容
R2.4.11	おたる子ども未来塾開校式(勤労青少年ホーム)[所長]
R2.7.15	しあわせな地域づくりワークショップ(地区別:中部)(オンライン)[所長]
R2.8.1	しあわせな地域づくりワークショップ(テーマ別:相談窓口)(オンライン)[所長]
R2.8.5	地域づくりワークショップ[相談]
R2.8.2	地域づくりワークショップ[相談]
R2.8.6	令和2年度第1回子ども・若者育成支援庁内連絡会議(別館4階第3委員会室)[所長]
R2.9.16	サテライトSANGOの会inおたる(生涯学習プラザレピオ)[準備]
R2.10.9	第2回小樽市相談支援包括化推進会議(総合福祉センター)[所長]
R2.10.14	ソーシャルワーク実習生報告会[相談]
R2.10.21	サテライトSANGOの会inおたる(生涯学習プラザレピオ)[準備]
R2.10.21、22	北海道都市問題会議[相談]
R2.10.28	居場所ゆったりスペース(勤労青少年ホーム)[所長]
R2.11.18	サテライトSANGOの会inおたる(生涯学習プラザレピオ)[準備]
R2.11.26	「市長と語る会(おたるエデュケーション)」[所長]
R2.12.16	サテライトSANGOの会inおたる(生涯学習プラザレピオ)[準備]
R2.12.22	北星学園大学実習担当者との事前打ち合わせ[相談]
R3.1.20	サテライトSANGOの会inおたる(生涯学習プラザレピオ)[所長]
R3.1.20、21	令和2年度生活困者自立支援制度におけるブロック別研修(オンライン)[相談]
R3.3.16	第3回小樽市相談支援包括化推進会議(オンライン)[所長]
R3.3.27	おたる子ども未来塾修了式(勤労青少年ホーム)[所長]

注) []内は対応者。「主任」は主任相談支援員、「相談」は相談支援員、「就労」は就労支援員、「準備」は就労準備支援員を示す。